

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福岡県公安委員会 第900699号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	有明運転代行
	主たる営業所が所在する 市区町村	福岡県久留米市
処 分 年 月 日		令和6年3月19日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講じていない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		福岡県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福岡県公安委員会 第900648号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	フレッシュ運転代行
	主たる営業所が所在する 市区町村	福岡県久留米市
処 分 年 月 日		令和6年3月19日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講じていない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		福岡県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福岡県公安委員会 第900805号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	K I D運転代行
	主たる営業所が所在する 市区町村	福岡県福岡市
処 分 年 月 日	令和6年3月19日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講じていない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項	
処分を行った都道府県	福岡県	

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福岡県公安委員会 第900923号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	アポロ運転代行大森
	主たる営業所が所在する 市区町村	福岡県福岡市
処 分 年 月 日	令和6年3月19日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講じていない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項	
処分を行った都道府県	福岡県	